

令和7年9月



第 126 回総代会の報告

発行：焼津市南部土地区画整理組合
焼津市本町二丁目 16 番 32 号
TEL：054-627-9311（代表）
FAX：054-626-2184
URL：<https://www.sumiyoi-nanbu.jp>



やいづ南部

検索

7月29日（火）午後7時から、消防防災センター4階多目的ホールにて、第126回総代会を開催し、全総代55人中、45人の出席により、上程したすべての議案が承認されました。

1 令和6年度事業報告（報第1号）

令和6年度は、事業収束に向けて残る保留地6区画のうち5区画を売却することができました。なお、残りの1区画は令和7年4月に完売いたしました。

また、換地処分公告により住所が変更されたことに伴い必要となる、運転免許証や不動産登記簿などの住所変更手続きの方法について、説明会を開催しました。

清算金については、年明けの1月6日付けで清算金の徴収及び交付に係る事務（対象者への通知及び収納・支払事務）を実施しました。

2 令和6年度 歳入歳出決算（認第1号）

《歳入決算額》	353,094,129 円
内訳 保留地処分金	67,055,262 円
繰越金	243,980,048 円
雑入	42,058,819 円

《歳出決算額》	143,570,201 円
内訳 需用費	3,240,829 円
役務費	4,428,671 円
委託料	89,492,480 円
その他	46,408,221 円

3 焼津市南部土地区画整理組合定款の一部改正について（議第1号）

（1）残余財産の処分方法を追加

組合において残余財産が生じた場合は、安全・安心なまちづくりのための施設整備、公共施設の維持管理費等として、焼津市へ寄附することができるものとする旨、定款に明記。

これは事業費が不足する中で、道路築造費などの工事費や、保留地販売価格の下落に伴う補填として、焼津市より受けていた多額の助成金について、事業費に残余金が生じた場合に返還できるようにするための改正。

（2）語句の修正について

刑法の改正に伴い、条文中の「禁こ以上の刑」を「拘禁刑以上の刑」に修正。

【お知らせ】南部土地区画整理事業完成（竣功）記念式典の開催について

日時 令和7年11月2日（日） 午前10時から午前11時30分（予定）

場所 石津西公園（石津二丁目11番地の1）

※式典は見学いただけますが、会場に駐車場はありませんので、公共交通機関や自転車、徒歩でお越しください。

※詳細は、近日中に組合ホームページでご案内します。